

資料4

平成18年9月21日

京田辺市国民保護協議会

会長 久村 哲 様

京田辺市長 久村 哲

京田辺市国民保護計画について（ 詮問 ）

京田辺市国民保護計画について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第122号）第39条第3項の規定により詮問します。